明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信番号規則等の一部を改正する省令（総務七〇）　一
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一四）　三

〔告　示〕
○平成二十六年総務省告示第三百五十一号の一部を訂正する件（総務三四二）　六
○平成二十七年総務省告示第百九十七号の一部を訂正する件（同三四三）　六
○平成二十七年総務省告示第三百二十一号の一部を訂正する件（同三四四）　七
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同三四五）　七
○周波数割当計画の一部を変更する件（同三四六）　八
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四七二～四七四）　一〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人国立高等専門学校機構
平成二十八事業年度財務諸表関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○総務省令第七十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信番号規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十九日

総務大臣　野田　聖子

電気通信番号規則等の一部を改正する省令

（電気通信番号規則の一部改正）

第一条　電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。